



山形労働局発表
平成28年4月15日(金)

担当

山形労働局 労働基準部 監督課
監督課長 石澤 敏昭
専門監督官 阿久津 拓也
電話 023-624-8222

平成27年の法定労働条件に関する相談及び申告処理状況まとまる

～監督署へ寄せられた相談件数は増加～

山形労働局（局長 相浦 亮司）は、平成27年における法定労働条件に関する相談の状況、管内の労働基準監督署において実施した申告処理の状況を下記のとおり取りまとめた。

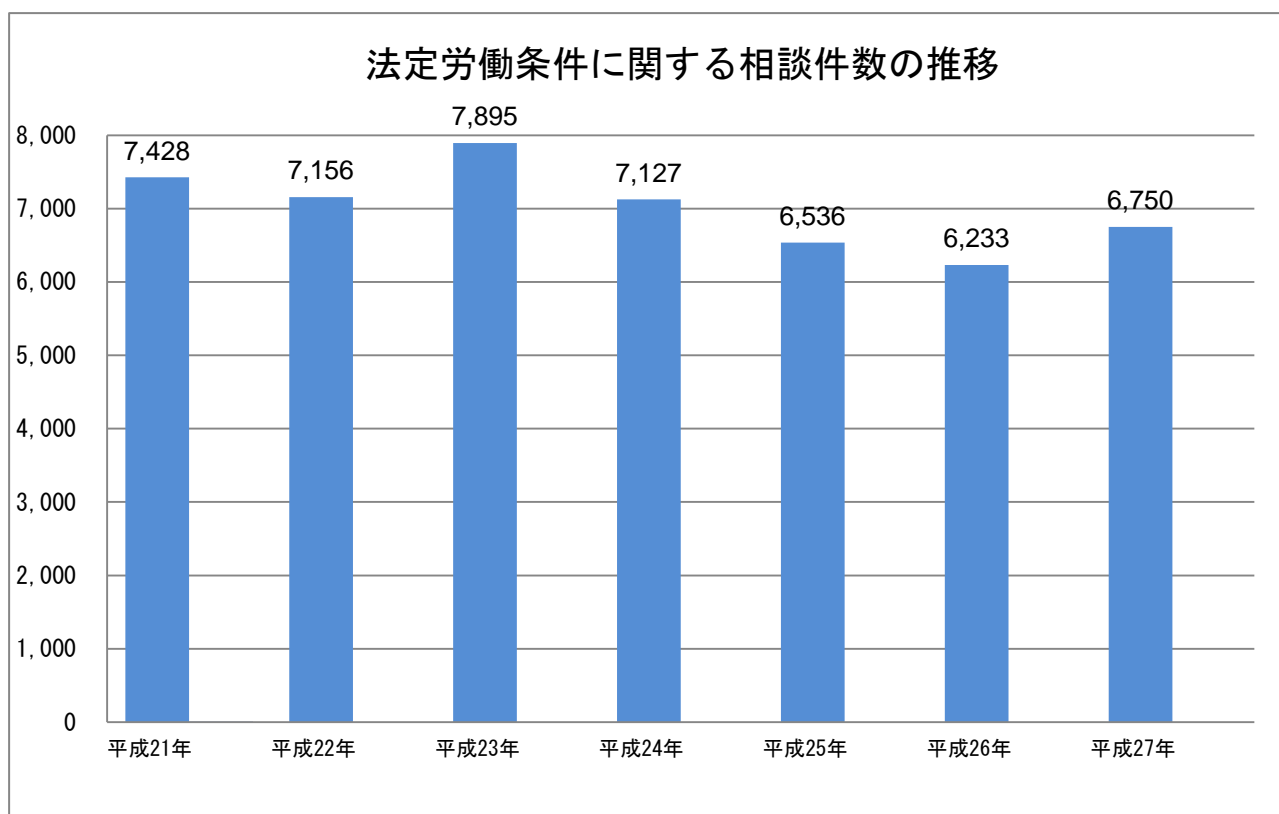
記

1 法定労働条件に関する相談の状況

(1) 相談件数

労働基準法、最低賃金法などの労働基準関係法令に関する相談件数は、平成23年をピークに減少傾向にあるものの、平成27年の相談件数は6,750件で、前年より517件(8.3%)増加した。

依然として、監督署へ寄せられる相談件数は7,000件近くで推移し高水準が続いている。



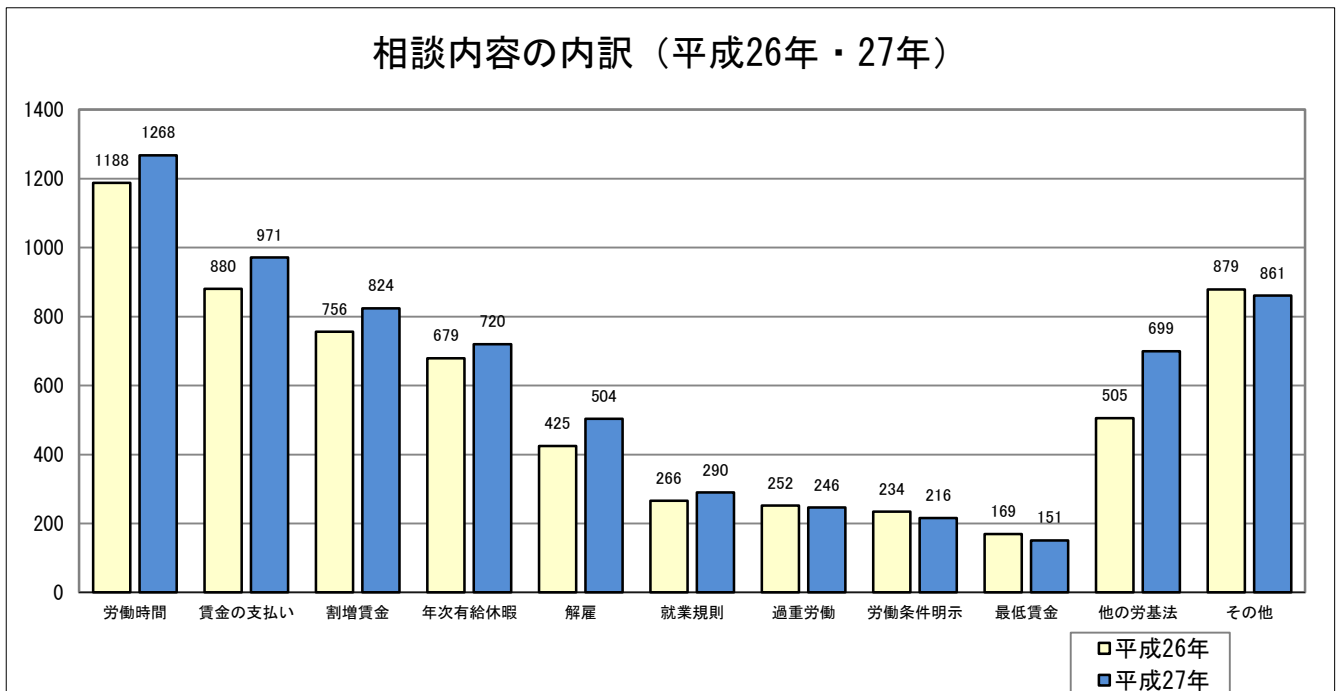
(2) 相談者の内訳

相談者は、労働者が3,708件（全体の54.9%）、使用者が1,663件（全体の24.7%）、労働者の家族などその他が1,379件（全体の20.4%）であった。

(3) 相談の内容

最も多かった相談は、「労働時間」の1,268件（前年比80件、6.7%の増加）で、全体の18.8%を占めた。次いで、「賃金の支払い」（休業手当を含む。）の971件（前年比91件、10.3%の増加）、「割増賃金」の824件（前年比68件、9.0%の増加）の順で続いている。

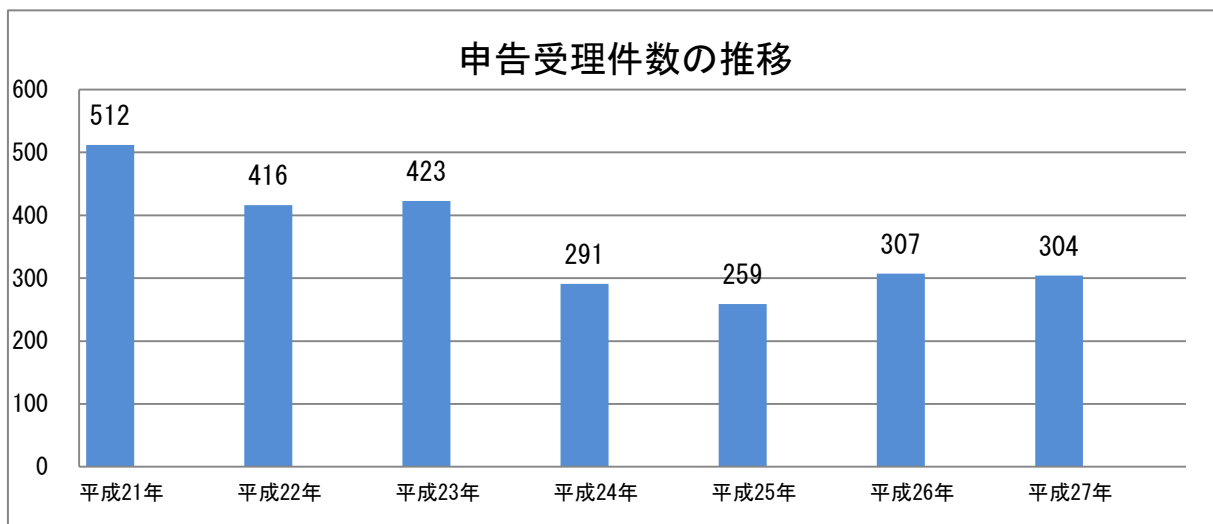
労働時間、賃金の支払い、割増賃金などの相談が増加したのは、最近の社会的関心の高まりが影響しているものと考えられる。



2 申告処理の状況

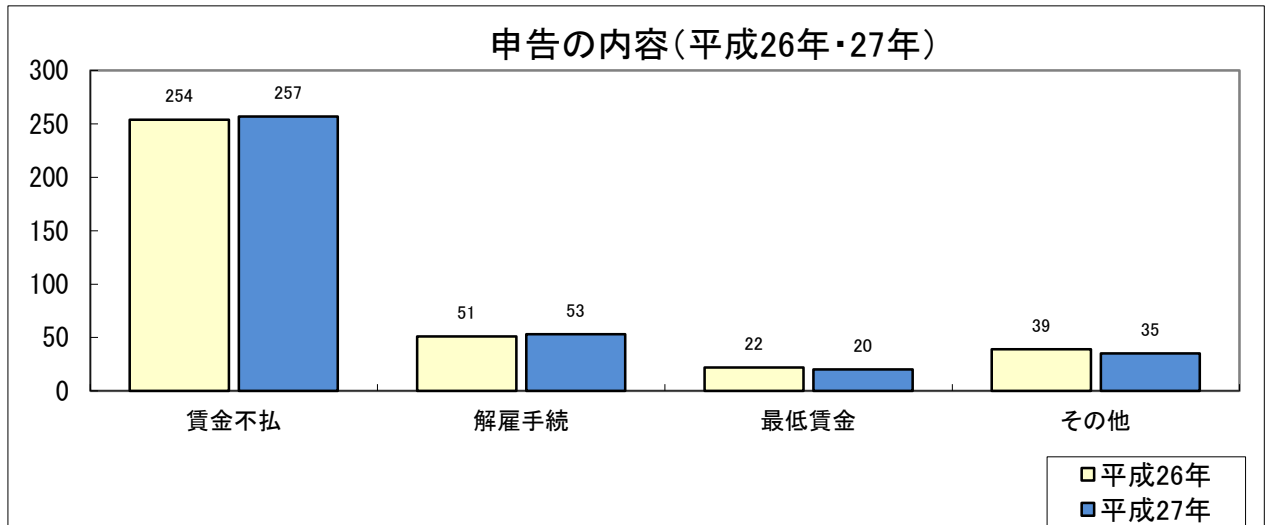
(1) 申告受理件数

平成27年1月から12月までの間に、労働条件が労働基準法、最低賃金法に違反するとして、労働者が県内の各労働基準監督署に対し事業主を行政指導するよう求めた申告件数は304件で、前年より3件、1.0%の減少となった。



(2) 申告の内容

申告の内容は、賃金不払に関するものが257件（前年比3件、1.2%の増加、全体の70.4%）、解雇手続に関するものが53件（前年比2件、3.9%の増加、全体の14.5%）、最低賃金に関するものが20件（前年比2件、9.1%の減少、全体の5.5%）などであった。

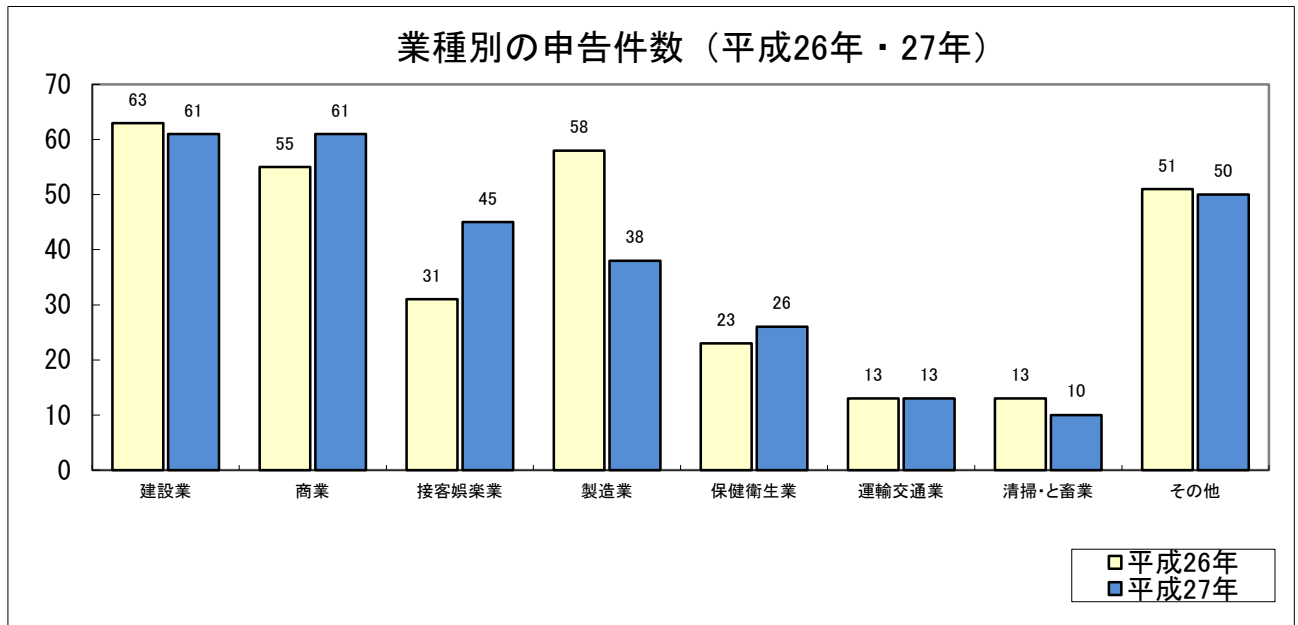


※ 1件の申告で複数の項目を受理した事案もあるため、申告受理件数とは一致しない、総数は365である。

(3) 業種別の申告件数

業種別の申告件数は、建設業が61件（前年比2件、3.2%の減少、全体の20.1%）及び商業が61件（前年比6件、10.9%の増加、全体の20.1%）が最も多く、以下、接客娯楽業45件（前年比14件、45.2%の増加、全体の14.8%）、製造業38件（前年比20件、34.5%の減少、全体の12.5%）の順となっている。

人の出入りの多い、商業や接客娯楽業等において、賃金不払に関する申告が増加に転じた。



3 今後の対応

賃金不払や解雇は労働者の生活に重大な影響を与える問題であることから、これらに関する申告事案は優先的に処理し、早期の解決を図っていく。また、賃金不払残業（サービス残業）や過重労働が疑われる事案に対しては、積極的に監督指導を行うこととしている。

平成 27 年 申 告 処 理 の 事 例

事例 1 : 割増賃金（残業代）不払に係る申告	
事案の概要	労働者が、毎月定額の割増賃金しか支払われないため不足する割増賃金を求め労働基準監督署へ申告したもの。
監督指導の内容・結果	労働基準監督官が事業場を臨検したところ、使用者が毎月の割増賃金の支払いに不足があることを認めたため、申告者を含む全労働者の労働基準法第 37 条違反を指摘、その結果割増賃金が支払われ解決した。
関連条文	<p>労働基準法第 104 条（監督機関に対する申告）</p> <p>1 事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。</p> <p>2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）</p> <p>使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。</p>
事例 2 : 最低賃金に係る申告	
事案の概要	労働者が、最低賃金に満たない賃金しか支払われないため最低賃金額との差額を求め労働基準監督署へ申告したもの。
監督指導の内容・結果	労働基準監督官が事業場を臨検したところ、事実関係を確認したため最低賃金法第 4 条違反を指摘。その結果最低賃金額との差額が支払われ解決した。
関連条文	<p>最低賃金法第 34 条（監督機関に対する申告）</p> <p>1 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるよう求めることができる。</p> <p>2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>最低賃金法第 4 条（最低賃金の効力）</p> <p>1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。</p>